

豊中市告示第427号

大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出がありましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

当該届出に係る書類については、公告の日から4月間一般の縦覧に供しますので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、豊中市に意見書を提出することができます。

平成24年11月28日

豊中市長 浅利 敬一郎

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 阪急オアシス服部西店
所在地 豊中市服部豊町2丁目110番2
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社阪食
住所 大阪市北区角田町8番7号
代表者の氏名 代表取締役 千野 和利
- (3) 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	駐車場① 22台	駐車場① 20台
	駐車場② 82台	駐車場② 25台
	駐車場③ 104台	駐車場③ 97台
		駐車場④ 10台
		(うち自動二輪車等10台)
	合計 208台 (うち自動二輪車等0台)	合計 152台 (うち自動二輪車等10台)

(4) 変更年月日

平成 25 年 7 月 1 日

2 届出年月日

平成 24 年 10 月 31 日

3 届出に係る書類の縦覧場所

豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

豊中市市民協働部くらしセンター地域経済課

4 意見書の提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

豊中市市民協働部くらしセンター地域経済課

(電話 06-6858-2782)